

令和8年3月2日開催
令和7年度尾張旭市指定介護保険サービス事業者等集団指導 質疑回答

(全サービス共通)

Q 1	資料4-1「3重要事項説明書等に記載する苦情に関する市の相談窓口について」 記載する連絡先について、【長寿支援係：0561-76-8143】としているが、現在の庶務系の番号【0561-76-8138】を使ってもよいか。また、係名の記載がない場合には変更等の対応をしなくてよいか。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

A 1	現在の【0561-76-8138】も利用可能です。また、係名の記載がない場合は変更等の必要はありません。 令和8年4月から、庶務係が廃止され長寿支援係に統合されます。長寿支援係のメインとなる電話番号は資料に記載の【0561-76-8143】ですが、苦情に関することについては、現在の【0561-76-8138】も利用可能としております。 どちらの番号も長寿支援係の番号になりますが、苦情相談窓口以外にも、令和7年度に庶務係の分掌事務であったものについては、【0561-76-8138】を利用される方が便利かと思われます。連絡先として迷うものについては、両方記載していただいても構いません。 なお、係名の記載がない場合は変更等の必要はありませんが、必ずBCPや指針等もご確認ください。 資料を修正しますので、ご確認ください。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q 2	事故報告書について 意識消失等で救急搬送した場合に提出は必要か。
-----	-------------------------------------

A 2	情報共有として提出をお願いします。 ご家族等からのご相談があった際の事実確認のため、情報共有として提出をお願いします。医師の診断により持病等と分かり、明らかに事故でなかった事案についても、発生時の様子、対応やその後の経過等を報告してください。 発生時には、原因が持病等によるものか何らかの事故であるか判断し兼ねるかと思えます。例えば、食事から少し時間が経ってからの窒息や入浴前後の急激な血圧変動等、観察によって防げた可能性のある状況も想定されます。発生前後の対応と、今後の対策につなげるためにも、提出をお願いします。
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q 3	救急搬送時の対応について 救急隊員から何らかの協力要請があった場合、どこまで対応すべきか。また、搬送を手伝いけがをさせた場合には、責任の所在はどうか。
-----	--------------------------------------------------------------------------------

A 3	直接的な補助依頼は基本的に行いませんが、簡易又は間接的な補助については、可能な限りご協力ください。 消防本部へ問い合わせたところ、万が一直接的な補助を依頼され手伝った際に事故が起
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------

きた場合、消防から責任を追及することはありませんが、損害賠償請求等に対応する保険上の問題などがあることから、直接的な補助をお願いすることは基本的に無く、やむを得ず、資材を持っていただく等の関節的な補助はお願いすることがあるそうです。また、救急車への同乗について、病院からの強い要望があるため、極力お願いしたいとのことです。

Q 4 運営推進会議について

新包括が開設されるが、どちらの包括へ運営推進会議への参加を呼びかければよいか。また、どちらの包括からも参加してもらう必要があるか。

A 4 事業所所在地を管轄する地域包括支援センターへ参加の呼びかけを行ってください。また、運営推進会議の設置要件を満たしていれば、地域包括支援センター職員の参加は必須ではありません。

令和8年4月以降の尾張旭市地域包括支援センターの担当地区は以下のとおりです。

- 尾張旭市地域包括支援センター
【旭・東栄・渋川・城山・白鳳・旭丘・三郷小学校区】
- 尾張旭市地域包括支援センター サンヴェール尾張旭
【本地原・瑞鳳小学校区】

運営推進会議に関する基準

【地域密着型通所介護】（地域との連携等）

第三十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

【認知症対応型通所介護】（準用）

第六十一条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第十二条、第二十三条、第二十四条、第二十八条及び第三十条から第三十五条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第五十四条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第三十五条第四項中「第二十二条第四項」とあるのは「第四十四条第四項」と読み替えるものとする。

【小規模多機能型居宅介護】（準用）

第八十八条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十条、第三十三条及び第三十四条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

【認知症対応型共同生活介護】（準用）

第百八条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第

令和8年3月2日開催

令和7年度尾張旭市指定介護保険サービス事業者等集団指導 質疑回答

三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、第八十条、第八十二条の二、第八十四条及び第八十六条の二の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

【地域密着型介護老人福祉施設】（準用）

第百五十七条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条、第三十四条第一項から第四項まで及び第八十六条の二の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。